

# 大阪北摂霊園

## 北摂の小さなお墓 ご使用の手引き



公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

## 目次

1	小さなお墓の概要	1
2	お申し込みから使用期間終了までの流れ	2
3	申込資格と申込方法	3
4	使用許可申請	4
5	ご使用上のきまり	6
6	墓石の建立	9
7	遺骨の埋蔵手続き	9
8	各種手続き	10
9	大阪北摂霊園のご案内	12

## 《北摂の小さなお墓》

北摂の小さなお墓は、使用期間限定タイプのお墓です。

- 小さい面積のお墓です。墓石セットでお申込みいただけます。
  - 使用期間は30年間で、期間中の追加費用は必要ありません。
  - 申込時に埋蔵予定者を4体まで登録していただけます。
  - 使用者が亡くなられた場合、承継不要（ご希望により承継は可能。）で埋蔵予定者として登録されたご遺骨を埋蔵できます。
- その場合は霊園が管理者となり、使用期間中はお墓を存続させます。
- 使用期間終了後は当霊園のCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)に共同埋蔵し、ご遺骨を永遠に管理いたします。

## 《墓所使用料等》 総額 71.5万円～（消費税込）

(料金内訳) 使用料に 含まれる料金	墓所使用料 + 管理料 + COSMOS WINDOW (合葬式墓地) 使用料等	<b>55万円</b> (消費税込)	<b>+</b>	(レリーフ型) 墓石代金(消費税込) <b>16.5万円～</b>

(墓石イメージ)

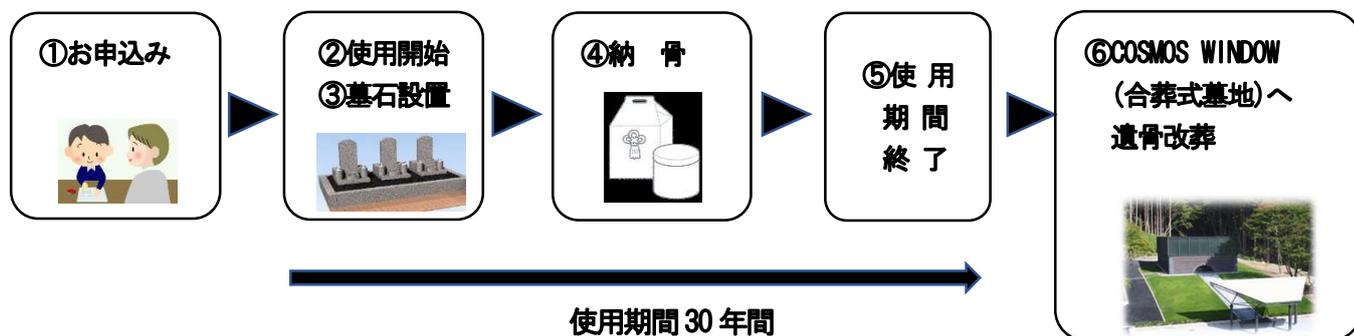


レリーフ型 16.5万円



竿石型 44万円

- 墓所使用料等 ●管理料 ●墓石代 ●基本彫刻一式 ●据付工事一式 込み  
～自由なデザインもお選びいただけます～



## ① お申し込み

現地をよくご確認いただき、使用のきまりをご承諾の上、お申込みください。  
ご希望の墓所の申込みが重複した場合は抽選となります。  
墓石をセットでお申込みされる場合は、当選後に別途石材業者にお申込みいただきます。

## ② 使用開始

墓所使用料等のお振込み後、使用許可申請のお手続きをお願いします。  
大阪北摂霊園使用許可証をお渡しします。  
使用期間は使用許可日から 30 年間です。

## ③ 墓石設置

墓石は自由にお選びいただけます。  
石材業者が工事届を提出し、墓石の設置工事を行います。(別途事務手数料必要)

## ④ 納 骨

納骨の際は埋蔵届が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。  
「北摂の小さなお墓」に埋蔵できる遺骨の数は 4 体までです。

## ⑤ 使用期間終了

30 年の使用期間終了により、墓所使用权は消滅します。  
埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊園へ移行します。  
また、当該墓地の墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

## ⑥ COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ遺骨改葬、墓じまい

遺骨を COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ共同埋蔵し、当霊園が永代に管理いたします。  
遺骨の改葬手続きや墓じまいは、すべて当霊園が行います。

### 《申込資格》

- ・ 埋蔵する焼骨を所持している方のほか、現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方
- ・ 居住地、国籍、宗旨・宗派は問いません。

### 《申込方法》

現地並びに使用上のきまりをよくご覧になり、「大阪北摂霊園墓所使用申込書」に記入押印の上、お申込みください。（詳細は、『使用者募集のご案内』をご覧ください。）

墓石をセットでお申込みされる場合は、別途石材業者にお申込みいただきます。

（墓石については、石材業者とのご契約となります。）

### 《お問い合わせ先》

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

- 大阪北摂霊園管理事務所（霊園現地）  
〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235  
TEL 072-739-0291



（土日祝も営業 9:00～16:30 ただし、年末年始 12/29～1/3 の窓口業務はお休みです。）

- 霊園事業課（北千里オフィス）  
〒565-0874 吹田市古江台 4 丁目 119 番地  
TEL 06-6871-0577（平日のみ営業 9:00～17:00）
- 霊園ホームページ <https://reien.toshiseibi.org>

## 4

## 使用許可申請

北摂の小さなお墓の使用許可申請手続きは、以下の手続きとなります。

### 使用料の納付

お渡しする「払込票（兼受領書）」で納入期限までに郵便局で一括して払込みを行ってください。

お渡しした「払込票（兼受領書）」以外での振込みを希望される方は、次の振込口座のいずれかにお振込みください。

#### 振込先

- ・りそな銀行 千里北支店 普通預金 0003343
- ・池田泉州銀行 千里中央支店 普通預金 0022382
- ・三菱UFJ銀行 千里中央支店 普通預金 4816641
- ・ゆうちょ銀行 記号 009806 番号 168258

（ザイ）オオサカフトシセイビスイシンセンター

口座名義 公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

### 申請書の記入 と申請方法

使用許可申請書に申請者の住所・氏名等必要事項を記入し、印鑑登録証明書の印鑑を押印のうえ、必要書類を添えて霊園管理事務所又は霊園事業課（北千里）の窓口にて申請してください。

#### ◆必要書類

- 使用許可申請書（実印押印）
- 承諾書（使用許可申請書裏面、実印押印）
- 申込者の住民票（本籍地記載、3か月以内のもの）
- 申込者の印鑑登録証明書（3か月以内のもの）
- 払込票（兼受領書）
- 使用申込書（控え）
- 印鑑（認印）

### 使用許可証交付

手続き完了後、大阪北摂霊園使用許可証をお渡しいたします。  
使用期間は、使用許可日から30年間です。

使用許可証は、北摂の小さなお墓を使用する権利を示す証書です。  
墓石の建立やご遺骨を埋蔵する際に必要となりますので、大切に  
保管してください。

墓石の建立

⇒ 9 ページ「6 墓石の建立」へ

遺骨の埋蔵

⇒ 9 ページ「7 遺骨の埋蔵手続き」へ

住所・氏名が変わった。  
使用許可証を紛失した。  
墓地を使用しなくなった。

⇒ 10 ページ「8 各種手続き」へ

**【大阪北摂霊園使用規程の要旨】**

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。

**□使用の制限**

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外には使用できません。

**□埋蔵物の制限**

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。  
(ペットは埋蔵できません。)

**□埋蔵数の制限**

埋蔵数は4体までとしています。

『小さなお墓』は小人数用かつ30年後に改葬する前提としている墓地であることから、制限を設けています。

埋蔵にあたっては、骨壺等の耐久性のある容器に1体ずつ納骨して下さい。

**□使用許可証**

墓所の使用を許可したことの証として『大阪北摂霊園使用許可証』を交付いたします。

『大阪北摂霊園使用許可証』は、墓碑の建立、遺骨の埋蔵などの各手続きに必要ですので大切に保管してください。

**□墓所使用料**

北摂の小さなお墓の墓所使用料は、以下の料金を含んでいます。

・30年分の期間使用料、管理料、遺骨の改葬にかかるCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)使用料等  
管理料は、霊園全体の清掃、園路その他施設の補修維持管理に要する費用に充てるものです。  
個々の墓石の維持管理に要する費用ではありません。

**□使用許可の取消し**

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

## □使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 墓所使用許可日から30年が経過したとき
- (2) 使用期間中に墓所を返還したとき

## □祭祀主宰者の移行、墓石所有権の帰属

使用期間の終了をもって墓所使用権は消滅しますが、その時点で当墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属します。

また、使用期間中に使用者死亡等により祭祀が主宰できなくなった場合も当該墓地に埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は霊園管理者へと移行し、墓石その他一式の所有権は霊園管理者に帰属しますが、使用期間終了までお墓は存続します。

いずれの場合でも、使用期間終了後に遺骨をCOSMOS WINDOW(合葬式墓地)へ改葬し、墓じまいを行います。

## □承 継

使用期間中に祭祀主宰者が霊園管理者に移行した場合でも、親族等の希望により承継していただけます。その場合、承継のお手続きが必要です。

## □墓所の返還

使用墓所が不用になったときは、現状で返還していただきます。

使用墓所を返還された場合、既納の使用料は還付しません。ただし、墓石未建立で使用許可日から3年以内のときは、使用料の1/2の額を還付します。

## □墓石等を設置する場合の設備制限

- (1) 墓石等を設置する場合、設備制限を設けています。
- (2) 墓石等を設置される場合、施工1週間前に必ず管理事務所へ届け出て承認を受けてください。
- (3) 墓石の設置工事の際は、工事に関する手数料が別途必要となります。

## □COSMOS WINDOW(合葬式墓地)の使用について

COSMOS WINDOW(合葬式墓地)へのご遺骨の埋蔵は、当霊園が行います。

当霊園以外の方は、COSMOS WINDOW(合葬式墓地)内とその周辺へは立ち入ることはできません。

COSMOS WINDOW(合葬式墓地)の合葬室に埋蔵されるご遺骨は、共同埋蔵となります。共同埋蔵後は、ご遺骨及び骨壺等の容器は返還いたしません。

COSMOS WINDOW(合葬式墓地)の使用権は、承継(名義変更)ができません。  
 また、同使用権の譲渡・転貸もできません。

□使用期間限定墓地に墓石等を設置する場合の設備制限

種 別		一般墓域・階段墓域
墓所面積		2 m <sup>2</sup> 以内
墓石及びこれに 類する設備	高さ	0.70m以内
	幅	0.55m
	奥行	0.55m
地上に設ける墓石	境界との距離	0.30m以上

注：墓石等を建立する場合は、使用許可を受けた使用者の氏名を必ず墓石に刻字してください。  
 ※詳しくは現地管理事務所へお問い合わせください。

## 6

## 墓石の建立

墓所使用者が、墓碑建立の工事を行う際には、「大阪北摂霊園使用規程実施要領」の規定に基づき、事前に届出を行い、承認を受ける必要があります。

工事完了のときも同様です。

また、工事を行う際には、その内容に応じて定められている費用(5,500円)を納付する必要があります。

工事に入る1週間前までに、霊園管理事務所に工事届を提出してください。

無届けでの施工は未建立として扱われ、再度工事が必要になる場合があります。

また、建立のお届けがない場合は、埋蔵届の受付もできません。

## 7

## 遺骨の埋蔵手続き

北摂の小さなお墓への埋蔵時には次の書類をご提出ください。

なお、申請書類が不足している場合は受付ができない場合があります。

(必要書類)

大阪北摂霊園 埋蔵届

大阪北摂霊園 使用許可証(原本)

火葬許可証又は改葬許可証(原本)

郵送による手続きの場合は、返信用切手390円分(特定記録郵便にて返送)

(埋蔵歴一覧の交付)

届け出完了後に交付いたします。

埋蔵歴一覧は北摂の小さなお墓への埋蔵を証する書類です。

大切に保管してください。

他の霊園や納骨堂に埋蔵・収蔵されているご遺骨を当霊園に埋蔵する際には、

「改葬許可証」が必要となります。

改葬許可証は、現在ご遺骨が埋蔵されている霊園や納骨堂が所在する市区町村が発行します。

改葬許可申請手続きにつきましては、事前に当該市区町村にお問い合わせください。

**使用者の住所・氏名が変わったとき**

使用者の住所や氏名が変わったときは、書面により変更の届け出をしてください。事務所窓口への持参や郵送により届出が可能です。

**変更手続きに必要な書類等**

(住所を変更したとき)

- 大阪北摂霊園使用許可証記載事項変更届
- 大阪北摂霊園使用許可証(原本)
- 住民票、運転免許証又は健康保険証の写しなど
- 郵送による手続きの場合は、返信用切手 390 円分(特定記録郵便にて返送)

(氏名を変更したとき)

- 大阪北摂霊園使用許可証記載事項変更届
- 大阪北摂霊園使用許可証(原本)
- 戸籍抄本(3カ月以内に取得したもの)
- 郵送による手続きの場合は、返信用切手 390 円分(特定記録郵便にて返送)

**大阪北摂霊園使用許可証を紛失したとき**

大阪北摂霊園使用許可証を紛失又は汚損したときは、書面により再交付の申請をしてください。事務所窓口への持参や郵送により申請が可能です。

大阪北摂霊園使用許可証は墓石建立、ご遺骨の埋蔵や各種お手続きに必要となりますので、速やかに再交付の申請手続きをお願いします。

**再交付手続きに必要な書類等**

- 大阪北摂霊園使用許可証再交付申請書(使用者の実印押印)
- 印鑑登録証明書
- 再交付手数料 1,100 円
- 郵送による手続きの場合は、返信用切手 390 円分(特定記録郵便にて返送)

## 承継（名義変更）するとき

墓所の使用者が死亡された場合、使用者に代わって祭祀を主宰される方に承継していただけます。（希望される方のみ）

書面により申請をお願いいたします。事務所窓口への持参や郵送により申請が可能です。

### 承継手続きに必要な書類等

- 大阪北摂霊園使用承継申請書（使用者の実印押印）
- 承継関係説明図、同意書、誓約書
- 大阪北摂霊園使用許可証（原本）
- 住民票（本籍地記載のもの）、印鑑登録証明書・・・【承継者】
- 印鑑登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【同意者全員】
- 承継手数料 1,100 円
- 郵送による手続きの場合は、返信用切手 390 円分（特定記録郵便にて返送）

## 墓地を使用しなくなったとき

使用期間限定墓地を使用しなくなったときは墓所を返還することができます。

その場合は、次の書類をご用意のうえ、霊園管理事務所もしくは霊園事業課（北千里）窓口への持参や郵送により申し出を行ってください。

### 返還に伴う使用料等の還付について

原則、墓地使用料は還付いたしません。

ただし、墓石が未建立の状態で、使用許可を受けた日から3年以内に返還の届出があったときは既納の使用料の2分の1を還付いたします。

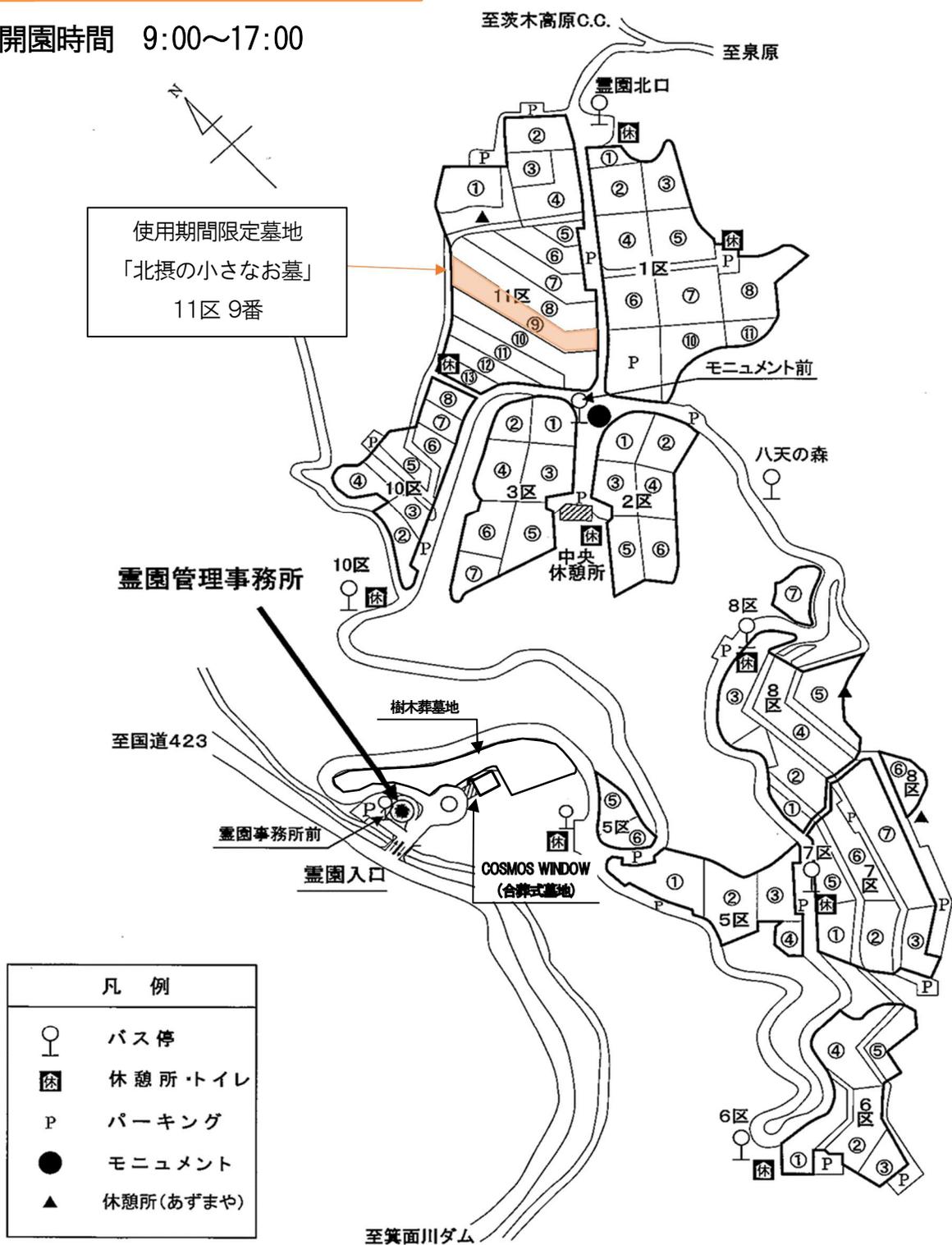
### 返還の届出に必要な書類等

- 大阪北摂霊園返還届
- 大阪北摂霊園使用許可証又は埋蔵歴一覧（原本）

### ご遺骨の返還について

墓所に埋蔵されている状態で返還される際は、ご遺骨の改葬手続きが必要となりますので、当霊園に埋蔵証明書の発行を依頼してください。（手数料：1体につき1,100円）

開園時間 9:00~17:00



## 公益財団法人大阪府都市整備推進センター

大阪北摂霊園管理事務所（霊園現地）

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山 235

電話番号 (072) 739-0291

(土・日・祝も営業 9:00 ~ 16:30)

※年末年始の窓口業務は休みとなります。

霊園事業課（北千里オフィス）

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番

電話番号 (06) 6871-0577

(平日のみ営業 9:00 ~ 17:00)